



令和7年度 宇美町教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

令和8年4月

宇美町教育委員会

目 次

第1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第2	宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針について	1
第3	宇美町教育委員会の令和7年度活動の概要について	2
第4	宇美町教育委員会の基本目標に基づく令和7年度主要施策の点検及び 評価について	4
第5	点検・評価に関する有識者からの意見について	30
	〈資料1〉宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱	31

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』（昭和31年法律第162号。以下『法』という。）の一部改正において、新たに『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等』が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされました。

この法の規定に基づき、宇美町教育委員会は、令和7年度の宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、令和8年4月24日、宇美町教育委員会において議決し、宇美町議会に提出します。

第2 宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

- (1) 宇美町教育委員会は、毎年、主要施策の取組状況について点検及び評価を行い、その事業の目的、課題や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な教育行政のより一層の推進を図ります。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、住民に信頼される教育行政を推進します。

2 点検及び評価の対象

『令和7年度 宇美町教育振興基本計画』

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、その事業の目的、課題や今後の取組の方向性を示すもので、毎年1回実施します。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で宇美町教育委員会において点検及び評価を行います。
- (3) 宇美町教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を宇美町議会に提出します。また、報告書は公表するものとします。

第3 宇美町教育委員会の令和7年度活動の概要について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制が明確化された新たな教育委員会制度（以下『新制度』という。）が導入されることになり、宇美町では、平成27年4月1日から新制度に移行した。

新制度における教育委員会は、町長が議会の同意を得て任命した教育長（1人）と教育委員（4人）の計5人で組織する合議体の執行機関である。新制度における教育長は、教育委員会の代表者として、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会事務局の指揮監督を行うもので、任期は3年である。また、教育委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を行っている。令和7年度は、定例会を12回、臨時会を1回開催し、議案17件、承認10件、協議事項3件について審議を行った。

定例教育委員会の会議以外の活動では、宇美町学校教育推進協議会を年2回開催した。第1回は、6月3日に開催し、各学校における創意工夫を凝らした学校経営を説明し、本年度のゴール像を示した。第2回は、2月26日に開催し、第1回宇美町学校教育推進協議会において、町民の皆さまに約束した令和6年度のゴール像について、「不登校未然防止」「確かな学力の育成」を柱に、本年度の学校経営評価を行った。また、2、3学期には各小・中学校の学校訪問を実施し、授業場面や教育環境等を視察した。その際、各小・中学校の教育活動の充実を図るべく、教育課題や経営課題等を把握し、必要に応じて指導・助言を行った。

学校教育関係では、宇美町立学びの多様化学校を設立し、令和6年度にほとんど学びにアクセスできていない児童生徒を対象とした教育活動を展開した。また、水泳の民間委託による学習や研修内容の精選を進めるなど、取組内容や方法を整理しつつ、各小・中学校の特色を生かし、家庭・地域と学校が協働して、創意工夫をこらした教育活動に取り組んだ。

社会教育関係では各種事業や研修会が開催され、宇美町人権課題啓発講演会、教育委員等人権教育研修、福岡県同和問題啓発強調月間講演会、人権問題夏季講演会、同和・人権問題啓発講演会、福岡県人権問題研究集会、宇美町人権教育推進協議会、青少年体験交流イベント（青少年少女の主張大会含む）、宇美町二十歳のつどい等に参加した。

子育て支援関係では、待機児童の解消に向け町内各保育所等において、可能な限り園児の受け入れを行った。また、妊娠期から出産後、子育て期に渡るまで、切れ目ない支援について、子育てのワンストップの拠点としてこども家庭センターを設置し、相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の早期発見と未然防止、解決に向けた取り組みを実施した。さらに、将来の生活習慣病発症予防を目的に妊娠中からの取組として、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、小児生活習慣病予防健康診査（うみっこ健診）を実施した。なお、うみっこ健診については令和6年度より医師、学校、行政で構成する「連絡会」を立ち上げ、小児生活習慣病予防の更なる充実を目指した取り組みについて協議した。

令和7年度に宇美町教育委員会が特に重点として取り組んだ施策は、「不登校未然防止」「確かな学力の育成」である。

「不登校未然防止」については、WEBQUの結果分析を基にした児童生徒支援を充実させ、不登校の未然防止・早期対応・継続的な支援を柱として取り組んだ。

不登校児童生徒の解消に向けては、各学校の取組を支援するため、スクールカウンセラーやス

クールソーシャルワーカー等の活用を推奨したり、教育相談室や適応指導教室を継続的に開設したりした。また、教育委員会事務局に配置された指導主事1名が、教育相談アドバイザーとして、校内特別委員会において助言したり、「生徒指導担当者研修会」において、WEBQU を活用した児童生徒支援のあり方に関する講義・演習等を行ったりした。

また、特別支援学級はもとより通常の学級における特別な配慮を要する児童生徒へのより一層のきめ細やかな指導を可能にするために、特別支援教育支援員を25人雇用し、小学校に19名、中学校に6名配置した。また、就学指導員1名を教育委員会事務局に配置し、就学支援に係る保護者との面談等に随時対応した。

「確かな学力の育成」については、各小・中学校における学力向上検証サイクルの確立や小中連携教育、新しい時代に対応した教育の具現化に向けた学校支援を行った。

学力向上検証サイクルの確立については、教育委員会事務局に配置された学力向上を担当する指導監1名を軸として、各種学力調査の結果分析を行い、各小・中学校で実施した年2回の学力向上ヒアリングの際に、各学校の学力向上に資する取組の成果と課題を基に指導・助言を行った。また、糟屋地区教育論文研修会に合わせた論文作成指導や若年教員を対象とした個別スキルアップ研修等を仕組み、若年教員を中心とした指導力向上に係る支援を行った。

小中連携教育の推進については、8つの小・中学校が連携して、小中連携授業改善研修会を2回実施した。各中学校区ごとに「小中9年間を通した学力向上策」について熟議を行ったり、3中学校区で代表授業を公開したりするとともに、福岡教育事務所指導主事及び福岡県教育センター指導主事を講師として招聘し、指導助言をいただいた。また、「学力向上推進担当者研修会」や「特別支援教育担当者研修会」を計画的に実施し、各小・中学校の児童生徒支援の中核を担う教員の資質・能力向上に資するための研修会を実施した。

新しい時代に対応した教育の推進については、すべての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて、これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざした。また、教育活動における教員のICT機器活用の資質・能力向上に資するべく、「情報教育担当者研修会」を行い、各小・中学校のICT活用に係る取組の実践交流を実施した。さらに、教育委員会事務局に配置されたICTを担当する指導監1名を軸として、ICT機器利用や、CBTによる学力調査に係る学校支援を行った。

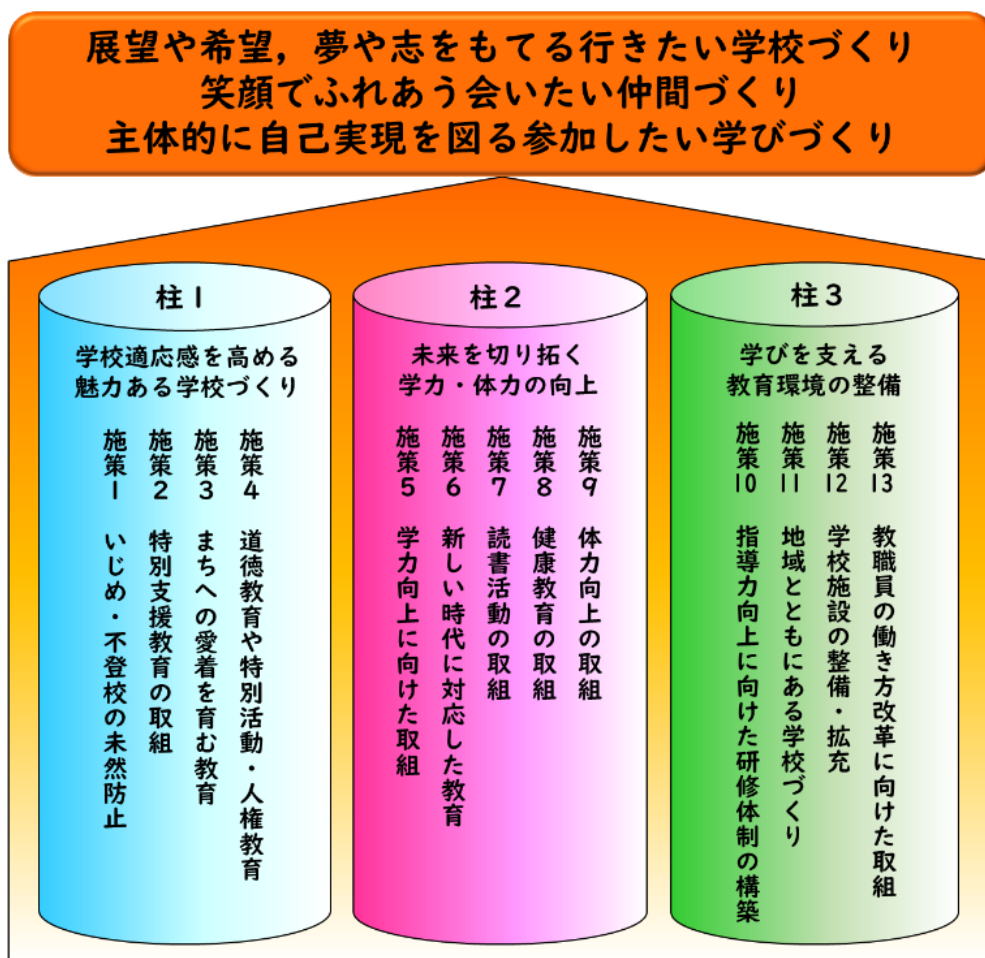
宇美町教育委員会は、現場の状況や実態を的確に把握するために、学校や施設の訪問、会議、研修等に積極的に参加するとともに、諸問題に対して適切に対応しながら、宇美町教育施策の実現に向けて、引き続き教育行政を推進していく。

【教育委員】令和7年度

職名	氏名	任期
教育長	折居 邦成	令和6年10月1日～令和9年9月30日
委員(教育長職務代理)	田島 章江	令和7年10月1日～令和11年9月30日
委員	金子 辰美	令和5年10月1日～令和9年9月30日
委員	吉村 順子	令和4年10月1日～令和8年9月30日
委員	木庭 佳奈	令和7年7月1日～令和11年6月30日

第4 宇美町教育委員会の基本目標に基づく令和7年度主要施策の点検及び評価について

《学校教育施策》



重点施策	1 学校適応感を高める魅力ある学校づくり
主要施策	
【豊かな心】	
施策1	いじめ・不登校の未然防止
施策2	特別支援教育の充実
施策3	まちへの愛着を育む教育
施策4	道徳教育や特別活動・人権教育
施策の取組状況	
【施策1 いじめ・不登校の未然防止】	
○ 令和7年4月に宇美町立学びの多様化学校を開設し、令和6年度にほとんど学びにアクセスできていない児童生徒26名を受け入れた。年度途中で2名の児童生徒が転入し、計28名となり、全ての児童生徒が何らかの形で学びにアクセスすることができた。1年間を通して約75%のアクセス率であった。9年生（中学3年生）の9名は全員が進路実現を果たした。	
○ 学校生活アンケートを生徒指導全体計画に位置付け、児童生徒の悩みの解決やいじめにつながる課題の早期発見に努め、対応した。また、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（WEBQU）」活用に係る教員の資質・能力の向上に資するために「生徒指導担	

当者研修会」を実施した。

- 不登校児童生徒の学校復帰を目的に設置している宇美町教育支援センター（くすのき教室）を継続して開設した。小学生1人、中学生6人が入室し、そのうち、2名の中学3年生が高校に進学することができた。また、本年度は、宇美東小学校が「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」を活用し、不登校児童支援に役立てている。
- 教育相談室においては、相談員（臨床心理士）3人による面談・訓練・教職員へのコンサルテーション、研修を実施した。さらに、学校との連絡会を学期末に実施し、情報を共有し学校生活における改善を行った。
- SSW（スクールソーシャルワーカー）を2名配置し、児童生徒が学校生活を送る上での困難となる事案への対応や家庭・保護者支援等を行った。また、学校と家庭、行政、福祉関係施設等とが連携・協働し、児童生徒を取り巻く様々な環境を調整し、不登校の改善をめざした。（相談件数 延べ支援件数 381件、対象児童生徒数 66人）

【施策2 特別支援教育の充実】

- 「特別支援教育担当者研修会」を年2回実施し、特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるように、特別支援教育に係る教員の資質・能力の向上に資するための研修を実施した。なお、第1回目の研修会においては、宇美町巡回相談員の梅野 彰 様に講師として招聘し、「特別な配慮を必要とする児童生徒の支援」と題して講話していただいた。
- 特別支援教育支援員を25人雇用し、小学校に19名、各中学校に6名配置することで、個に応じた支援の充実を図った。
- 教育委員会事務局に就学相談員を配置し、幼稚園、保育園、学校等の巡回を実施するとともに、保護者や担任等からの相談に応じた。
- 特別支援学級に入級、特別支援学校に入学を検討している保護者等を対象とした学校見学を実施した。また、小学校入学にあたり、就学先（通級指導教室や特別支援学級等）の検討をしたい、相談をしたいとの考えをもつ保護者を対象として、就学相談説明会を実施し、就学相談関連行事等の確認を行った。

【施策3 まちへの愛着を育む教育】

- 町内各小学校の生活科や社会科の学習、総合的な学習の時間等の各教科等の授業において副読本「わたしたちの宇美（第6版）」を活用し、宇美町の歴史等について学習する授業を実施した。
- 宇美町の教育文化財に関する理解を深めるために、「宇美町新規採用教職員等研修会」を7月28日に実施した。本年度新規採用となった教職員及び本町での勤務経験がない教職員28名が参加し、授業で使える宇美町の歴史に関する研修会（講師：宇美町シティブロモーション課 学芸員 松尾 尚哉様）を実施した。

【施策4 道徳教育や特別活動・人権教育】

- 各小・中学校において、保護者や地域を対象とした道徳科公開授業（土曜授業）を実施したり、各種通信等による授業実践の発信したりした。
- 各小・中学校の人権教育全体計画に則り、人権教育教材「かがやき」、「あおぞら」、「あおぞら2」を活用した授業を実施した。

課 題

【いじめ・不登校の未然防止について】

- 宇美町立学びの多様化学校を軸として、全ての学校が子どもにとって「行きたい学校」となるための伴走支援の在り方を明らかにする。

【特別支援教育の充実について】

- 特別教育支援コーディネーターが核となって、通常学級においても実施することができる合理的配慮や支援策を全ての教職員で行う。
- 若年教員を含む特別支援教育に関わる教委員の資質・能力の向上を図る。

今後の取組の方向性

【いじめ・不登校の未然防止について】

- 参加を希望する教職員を対象とした「行きたい学校づくり実践セミナー」において、宇美町立学びの多様化学校での支援を体験し、児童生徒の伴走支援の在り方について考える場を設ける。

【特別支援教育の充実について】

- 特別支援教育担当者研修会において、通常学級における合理的配慮や個別の指導計画の作成について、専門家を招聘し、研修を行う。
- 教育支援委員会の全体会の一部に特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当者が参加できるようにして、教育委員会と教職員の間における共通理解を図る。

重点施策

2 未来を切り拓く学力・体力の向上

主要施策

【確かな学力】

- 施策5 学力向上に向けた取組
- 施策6 新しい時代に対応した教育
- 施策7 読書教育の取組
- 施策8 健康教育の取組
- 施策9 体力向上の取組

施策の取組状況

【施策5 学力向上に向けた取組】

- 令和7年度の全国学力・学習状況調査を4月17日に実施した（小6、中3対象）。また、5月22日には、福岡県学力調査（小5、中1・2対象）、12月5日には、標準学力調査（小学校全学年対象）を実施した。さらに、教育委員会による学校訪問において、各小・中学校の学力検証改善サイクルの取組に係る実態を把握した上で、指導監による点検を実施するなど、各小・中学校の児童生徒の学力の実態や授業改善に向けた学校支援の充実を図った。
- 学力向上の取組に際しては、「学力向上推進担当者研修会」において、学力向上検証改善サイクルについて学校間で情報を共有し、各小・中学校の学力向上に向けた取組の進捗状況を把握しながら学校支援を行った。
「学力向上推進担当者研修会」では、各小・中学校の学力向上プランに基づいた取組について、学力向上コーディネーターが説明するとともに、各中学校区で育成すべき資質・

能力についての意見交換を行った。また、3中学校区で年2回の小中連携授業改善研修会を実施した。宇美中学校区では、宇美中学校で外国語科、宇美東中学校区では、桜原小学校で算数科の公開授業を行った。宇美南中学校区では、小中連携事業の2年めとして、IPU 環太平洋大学 特命教授 兼 ALL HEROs 合同会社代表 中山 芳一 様を招聘し、授業研究会を実施した。

- 全国学力・学習状況調査では、令和6年度の標準化得点と比較して、小学校においては、国語-3.2P、算数-4.9Pという結果であった。また、中学校においては、国語+0.3P、数学-1.2Pという結果であった。小学校、中学校ともに同一集団の経年比較ではないため、単純に「見えやすい学力」の伸びは比較はできないものの、国語に課題があることを数値から見取ることができる。
- 教育委員会では、学習支援員及び特別支援教育支援員を各小中学校に合計33名配置し、学力層に応じた、個に応じた支援の充実を図った。

【施策6 新しい時代に対応した教育】

- ICTを活用した学習活動の充実に向けて、「情報教育担当者研修会」を実施した。研修会においては、各学校のICT活用状況等に関する情報交換を行ったり、各小・中学校のICT活用に係る校内研修に担当者が相互に参加し、研修を深めることができるように新たな学びの場を設定したりした。
- キャリア教育については、児童生徒が自分の成長や変容を把握し、主体的な学びに向かう力を育み、自己実現を図ろうとする態度を養うために、児童生徒が見通しをもって活動に取り組んだり、振り返ったりできる「キャリア・パスポート」の作成を周知した。

【施策7 読書教育の取組】

- 学校図書館や町立図書館を活用して取り組む「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施した。「図書館を使った調べる学習コンクール」の実施に際して、各学校の司書教諭及び学校司書を対象にした指導者研修会を5月29日に実施した。夏季休業期間中には、「図書館を使った調べる学習コンクール親子学習会」を開催し、宇美町内の児童及び保護者（13組）に対して、調べる学習の進め方等について説明を行った。
- 各学校では、児童生徒の実態に応じて本に親しむ習慣、環境づくり等、本に親しむ環境整備を行った。具体的には、朝の10分間読書や読み聞かせボランティアや図書委員、教師等による本の読み聞かせ、「家読」の推進を図った。また、中学校においては、「知的書評合戦ビブリオバトル」を開催するなど、創意工夫を凝らした取組を行った。
- 「第17回宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」では、小学校2,150作品、中学校978作品、計3,128作品の応募があった。宇美町から全国審査会に推薦した44作品のうち、奨励賞3作品、佳作41作品が選ばれた。
- 学校図書館の年間貸し出し冊数（小学校226,207冊、中学校7,427冊）は、前年度比で小学校97%、中学校88%となっている。

【施策8 健康教育の取組】

- 学校給食運営検討委員会及び各部会を開催し、児童生徒の食に関する意識の高揚を図るべく、学校給食の充実を図った。
- 各小・中学校において、年間3回の「弁当の日」を実施する等、家庭と連携・協力した食育を推進した。また、手作り弁当の写真等を掲示して啓発する等、児童生徒の食に対する興味・関心を高める取組を行った。

- 地域コミュニティや農業従事者等の協力を得て、田植えや米づくり、野菜づくり等の農業体験を行った。また、食育に関するパンフレットを配付し、食に関する意識の高揚や健康な体づくりに対する関心を高める取組を行った。

【施策9 体力向上の取組】

- 毎年度策定している各小・中学校の「体力向上プラン」に基づいた取組を実施するとともに、「体力づくり一校一取組」を行った。また、各学校においては、「運動に対する意識」及び「運動習慣」に係る目標を設定し、その目標達成に向け、授業における取組と授業以外の取組を行った。
- 児童会活動によるスポーツ集会の実施や休み時間の外遊び等、児童生徒が主体的に体力づくりができる活動を展開した。

課題

【確かな学力について】

- 各校の学力向上コーディネーターが、全国学力・学習状況調査について、自校の実態に合わせた結果分析を行うことができるようにする。
- 全国学力・学習状況調査において、見えにくい学力の一つである「主体性」の数値が低かったという問題を解決するための授業づくりの在り方を模索する。

【新しい時代に対応した教育について】

- 生成 AI の利活用について考える場を設け、全ての教職員が生成 AI を活用して業務を効率化したり、授業作りを行ったりできるようにする。

【読書教育について】

- 宇美町図書館を使った調べる学習コンクールへの参加をより主体的なものとして、児童生徒が自ら学校図書館や町立図書館を活用できるようにする。

今後の取組の方向性

【確かな学力について】

- 各小・中学校が策定した学力向上プランに基づいた取組を支援していくとともに、「参加したい学び」づくり研修会では、講師を招聘して、全国学力・学習状況調査の結果データを分析する方法を学ぶ場を設ける。
- 小中一貫教育を行う宇美南中学校・原田小学校の研究発表会に町内の全教職員で参加し、こどもが前のめりになって学ぶ授業づくりの在り方について学ぶ場とする。

【新しい時代に対応した教育について】

- 情報担当者研修会における代表授業者には生成 AI を活用した公開授業を依頼する。また、公開授業後の授業整理会においては、生成 AI 活用について意見交換を行う場とする。

【読書教育について】

- 宇美町図書館を使った調べる学習コンクールへの参加方法を強制ではなく任意とする。また、司書教諭や学校司書による選書の支援を行うなどして、より主体的な参加を促す。

重点施策	3 学びを支える教育環境の整備
主要施策	
【地域連携・教育環境】	
施策 10 指導力向上に向けた研修体制の構築	

施策 11 地域とともにある学校づくり

施策 12 学校施設の整備・拡充

施策 13 教職員の働き方改革に向けた取組

施策の取組状

【施策 10 指導力向上に向けた研修体制の構築】

- 宇美町教育委員会と宇美町校長会が連携して、「教務担当者研修会」、「学力向上推進担当者研修会（兼小中連携授業改善研修会）」、「特別支援教育担当者研修会」、「司書教諭・学校司書合同研修会」、「生徒指導担当者研修会」、「情報教育担当者研修会」、を開催した。また、宇美町教育委員会が主催する研修会として、「学校教育推進協議会（年2回）」、「宇美町教育論文研修会」、「新規採用教職員等研修会」を年間計画に位置付け、運営した。
- 「新規採用教職員等研修会」においては、「人との繋がりを大切に」と題して、教育長が講話を行った。また、宇美町シティプロモーション課 学芸員 松尾 尚哉 様を講師として招聘し、「先生のための宇美町の歴史」と題して講義・演習を行っていただいた。
- 小中連携授業改善研修会においては、福岡教育事務所と福岡県教育センターの指導主事を講師としてお招きし、小中連携や授業づくりの視点から指導・助言をいただいた。
- 不祥事防止に関しては、毎月1回、各学校において研修日を設定し、不祥事防止に関する研修会を実施した。また、その結果を毎月実施の定例校長会でも報告することで、宇美町全体として不祥事防止に向けた強固な取組となるように工夫した。

【施策 11 地域とともにある学校づくり】

- 宇美町学校教育推進協議会を年2回実施した。第1回を6月3日に開催し、各学校における創意工夫を凝らした学校経営を説明し、本年度のゴール像について各小・中学校の校長が説明した。また、第2回を2月26日に開催し、第1回で町民の皆さまに約束した令和7年度のゴール像について、「不登校未然防止」「学力向上」の視点から学校経営評価を行った。なお、2回の協議会においては、福岡県教育庁福岡教育事務所副所長兼人権・同和教育室長 堺 英典 様から各学校の取組の評価及び講評をしていただいた。
- 町内八つの小・中学校において、年3回の学校運営協議会を実施し、年度当初に学校経営構想の承認を行い、年度末にその取組に対する関係者評価を行った。その評価の結果を学校運営の改善に生かすとともに、学校通信やホームページ等で公開した。

【施策 12 学校施設の整備・拡充】

- 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、宇美東中学校校舎外壁等改修を行った。
- 適切な情報を活用する能力を育成し、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるために ICT（情報通信技術）の活用を図り、学びの個別最適化を進めるために、一人一台配備した情報端末を効果的に活用し、学習環境の充実を図った。
- 通学路の安全を確保するため、各学校で定期的な安全点検を実施するとともに、教育委員会では、各学校の点検結果をもとに、関係機関で情報共有し、宇美町通学路安全対策合同会議を開催し、対策の検討及び関係機関による改善を行った。

【施策 13 教職員の働き方改革に向けた取組】

- 働き方改革の取組に際して、町内各小・中学校では、IC カード等による勤務時間管理システムを導入して、教職員の勤務実態の把握を継続して行った。また、タイマー機能付きの留守番電話を引き続き活用し、勤務時間外の電話対応等の負担軽減を図った。

- 定時退校日（毎週1回）や中学校においては、「宇美町立中学校における部活動の方針」に則り、ノ一部活動デイ（平日1日、土日いずれか1日）を設定し、教職員の働き方改革に向けた取組を継続した。
- 福岡県「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、宇美町教育委員会及び町内各小・中学校が実施する教職員の働き方改革に向けて取り組む方向性を「宇美町教職員の働き方改革取組指針」に示し、その適切な運用を図った。
- 令和9年8月に野球、サッカー、剣道、吹奏楽の4部活動をなくし、地域展開を行うという方向性を定めた。3月には保護者対象の説明会を実施した。

課 題

【指導力向上に向けた研修体制の構築について】

- 学力向上に係る職員研修について、受け身の研修ではなく、より教職員が主体的に参加できる研修体制を整える。

【地域とともにある学校づくりについて】

- 宇美町学校教育推進協議会における各校長から行う学校経営の説明について、より平易な表現で、地域の皆様にわかりやすく伝える。
- 校区コミュニティと学校運営協議会が連携し、持続可能な取組を支援する。

【教職員の働き方改革に向けた取組】

- 教育委員会で教職員の時間外在校等時間を調査し、勤務実態を把握する。

今後の取組の方向性

【施策10 指導力向上に向けた研修体制の構築】

- 小・中連携授業改善研修会の実施方法について、主務者である教務担当者が集まる研修会において、実施方法を見直す場を設け、研修会の実施方法について指導主事から助言を行う。

【地域とともにある学校づくりについて】

- 宇美町学校教育推進協議会の目的を定例校長会で共有し、令和7年度の講師による助言をもとに、より分かりやすく、伝わりやすいスライド作成を行う。
- 地域の力を学校運営に生かすための学校運営協議会制度の機能を活用し、学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かしつつ、小学校区コミュニティ運営協議会との連携を通じて、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進し、学校の活性化を図る。

【教職員の働き方改革に向けた取組】

- 「宇美町立小・中学校業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、各校で目標値を掲げる。また、教育委員会として教職員の勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を推進する。
- 教職員の長時間勤務是正に向けて、自動音声によるメッセージ対応や IC カード等による勤務時間管理システムの導入を進める。

○成果指標に対する評価

〔成果指標〕志を高くもち、自ら学び考え、行動する宇美の子ども

令和7年度に取組を実施し目標達成をめざしていく中で、令和7年度末の評価としては、おおむね目標値を達成している。

1 学校適応感を高める魅力ある学校づくり

本町の教育課題「不登校対策（学校復帰・未然防止）」に関しては、各学校が創意工夫を凝らしながら児童生徒が「行きたい学校」づくりに向けて教育活動を展開した。

特に、令和7年度は宇美町立学びの多様化学校ハピネス分校を開校し、全く学びにアクセスできていない児童生徒に対して直接的なアプローチを行うことができた。毎日平均して約75%が学びにアクセスできたり、9年生（中学3年生）全員が進路実現を果たしたりすることができた。

今後は、参加を希望する教職員を対象とした「行きたい学校」づくりセミナーにおいて、宇美町立学びの多様化学校での支援を体験し、児童生徒の伴走支援の在り方について再考する場を設ける。また、特別支援教育担当者研修会において、通常の学級における合理的配慮や個別の指導計画の作成について、専門家を招聘し、研修を行うなどして、教育委員会と教職員の間における共通理解を図っていきたい。

2 未来を切り拓く学力・体力の向上

各学校が、「行きたい学校づくり」「会いたい仲間づくり」「参加したい学びづくり」に向けて特色ある教育活動を展開した。また、教育委員会と校長会連携の各種研修会も計画的に実施することができ、多くの取組指標、成果指標において目標を達成することができた。

特に、「見えやすい学力」「見えにくい学力」向上のため、宇美町立宇美東中学校の学力向上推進拠点校指定事業3年次研究発表会に町内の全教職員で参加し、共通理解をはかることができた。また、ICTの利活用についても、小・中学校ともに目標値を達成した。

今後は、各小・中学校が策定した学力向上プランに基づいた取組を支援していくとともに、「参加したい学び」づくり研修会では、講師を招聘して、全国学力・学習状況調査の結果データを分析する方法を学ぶ場を設けていく。また、小中一貫教育を行う宇美南中学校・原田小学校の研究発表会に町内の全教職員で参加し、こどもが前のめりになって学ぶ授業づくりの在り方について学ぶ場としていく。

3 学びを支える教育環境の充実

学校と地域、家庭が連携した学校づくりが急務である中で、第1回学校教育推進協議会においては、参加された地域の皆様に、各校の学校経営や教育活動の工夫について説明することができた。学校運営協議会における外部評価の内容を踏まえて、2月に第2回学校教育推進協議会を開催し、令和8年度の方向性を示すことができた。

また、小中連携授業改善研修会を実施し、各中学校区で「参加したい学び」づくりについ

て協議することができた。

今後は、地域の力を学校運営に生かすための学校運営協議会制度の機能を活用し、学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かしつつ、小学校区コミュニティ運営協議会との連携を通じて、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進し、学校の活性化を図っていく。また、職員研修の在り方を根底から見直し、より教職員主体の研修会になるよう、主務者を中心に実施方法の練り直しを行っていく。

○学校教育施策に関する指標評価

1 学校適応感を高める魅力ある学校づくり			
◇ 学校教育課指標		※下表中の指標の○の数字は教育振興基本計画の施策番号	
指 標	指標の概要	目標値(令和7年度)	成果(令和7年度末)
①いじめ・不登校の未然防止	生徒指導担当者研修会の実施	年1回	達成
②特別支援教育の取組	特別支援教育担当者等研修会の実施	年2回	達成
	特別支援教育支援員の全小中学校配置		達成
	宇美町教育支援委員会の計画的な実施		達成
	就学前保護者向け就学学習会の実施	年2回	達成
③まちへの愛着を育む教育	宇美町新規採用教職員等を対象とした町内文化財研修の実施	年1回	達成
◆ 各小中学校指標			
指 標	指標の概要	目標値(令和7年度)	成果(令和7年度末)
①いじめ・不登校の未然防止	・児童生徒への生活アンケートの実施 ・WEBQUの実施	毎月1回 年2回	8/10
	各学校における各種研究会における関係諸機関の専門スタッフ活用回数	年2回以上	達成
	自殺予防教育に係る授業の実施	年1回以上	8/10
②特別支援教育の取組	校内特別支援教育委員会の実施	月1回以上	達成
③まちへの愛着を育む教育	副読本「わたしたちの宇美」を活用した授業の実施	小学校のみ 年1回以上	達成
④道徳教育や特別活動・人権教育	土曜授業日に保護者等に公開する道徳科の授業の実施	年1回以上	7/10
	各学校における学級活動(1)の公開授業の位置付け	学期に 1回以上	7/10
	すべての学年で年間指導計画に即した授業と人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業の計画的実施	全ての学年で 活用	8/10

2 未来を切り拓く学力・体力の向上			
◇ 学校教育課指標		※下表中の指標の○の数字は教育振興基本計画の施策番号	
指 標	指標の概要	目標値(令和7年度)	成果(令和7年度末)
⑤学力向上に向けた取組	小中連携授業改善研修会の実施	年2回	達成
⑦読書活動の取組	司書教諭・学校司書合同研修会の実施	年1回以上	達成
⑧健康教育の取組	宇美町養護教諭研修会の実施	年1回以上	達成
⑨体力向上の取組	学校給食運営検討委員会の実施	年16回	達成

◆ 各小中学校指標			
指 標	指標の概要	目標値 (令和7年度)	成果 (令和7年度末)
⑤学力向上に向けた取組	学力向上プランを活用した検証改善サイクルに基づく校内研修の実施	年3回以上	8/10
⑥新しい時代に対応した教育	ICT活用等に関する校内研修の実施	年1回以上	達成
	小学校外国語活動・外国語科教育に係る校内研修の実施	年1回以上	4/6
	キャリア教育に関する学習活動の過程や成果に関する情報を集積した学習ポートフォリオ(キャリア・パスポート)の作成		達成
⑦読書活動の取組	教育課程に位置付けた「図書館を使った調べる学習」の実施	全学校：中学3年は任意	達成
	教育活動の中に位置付けた本に親しむ時間「読書タイム」、全校一斉朝読書等の設定		5/10
⑧健康教育の取組	弁当の日の実施	年3回	8/10
⑨体力向上の取組	1校1取組の実施		達成

3 学びを支える教育環境の整備

◇ 学校教育課指標

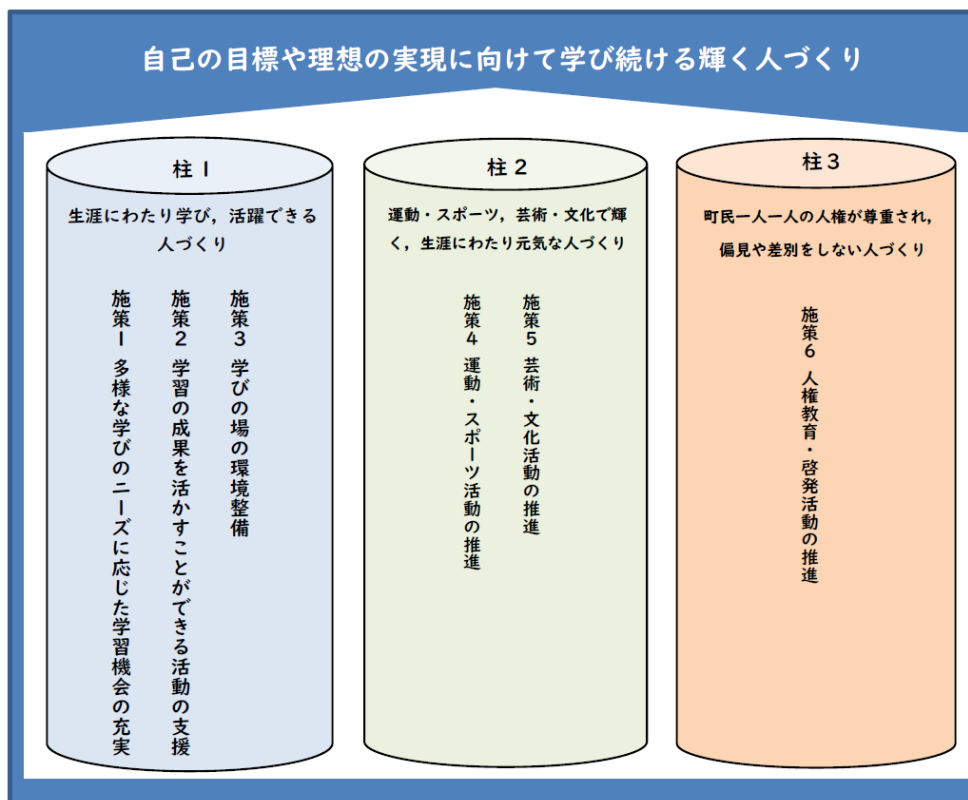
※下表中の指標の○の数字は教育振興基本計画の施策番号

指 標	指標の概要	目標値 (令和7年度)	成果 (令和7年度末)
⑩地域とともにある学校づくり	学校教育推進協議会の実施	年2回	達成
	学校運営協議会への参画	各学校1名	達成
⑪学校施設の整備・拡充	学校施設評価の実施	年1回	達成
	長寿命化計画(個別施設計画)に沿った改修		達成
	ICT環境整備・管理(一人一台端末・校内Wifi等の整備・運用)		達成

◆ 各小中学校指標

指 標	指標の概要	目標値 (令和7年度)	成果 (令和7年度末)
⑩指導力向上に向けた研修体制の構築	校外の教職員等を招聘して行う校内研修の実施	年2回以上	達成
	不祥事防止等に関する研修会や啓発場の設定	月1回以上	達成
⑪地域とともにある学校づくり	学校運営協議会の実施	年3回以上	8/10
	保護者参加型の規範意識育成に係る学習会の実施	年1回以上	達成
	土曜授業として、学校と地域が連携・協働して行う教育活動の計画及び実施	年3回	7/10
⑫学校施設の整備・拡充	学校安全点検の実施	毎月	達成
⑬教職員の働き方改革に向けた取組	出退勤システムの運用による教職員の勤務実態把握と改善		達成
	校務運営システムの運用や自動音声によるメッセージ対応等		9/10
	10日以上連続した休暇の計画的取得	年2回	9/10

《社会教育施策》



重点施策	1 生涯にわたり学び、活躍できる人づくり
主要施策	
施策1 多様な学びのニーズに応じた学習機会の充実 施策2 学習の成果を活かすことができる活動の支援 施策3 学びの場の整備環境	
施策の取組状況	
【施策1 多様な学びのニーズに応じた学習機会の充実】 (1) 町民の学習ニーズに応じた学びの支援 ○ 多様な学習ニーズを把握するとともに、こどもから高齢者までが「ふるさと宇美町」の自然や歴史、現代的・社会的課題、家庭教育に関する学習機会及び情報提供を行い、年代別や体験活動など、さまざまなプログラムを計画し各種講座を開催した。また、各講座について、広報誌、ホームページ、公式 SNS (LINE・Facebook) を活用して、案内や報告を行い、情報提供に努めた。 ・令和7年度中央公民館講座：14 講座、参加者延べ人数：293 名	
(2) 図書館サービスの提供・読書活動の定着 ○ 町民の生涯学習を推進する図書資料を整備するため、新刊図書の購入や地域・行政資料等の収集、雑誌スポンサー制度の継続的な働きかけに努め、計画的に資料購入整備を図ることができた。また、電子書籍の冊数を確保し、各小・中学校での活用はもとより、地域に出向き電子書籍の普及活動を行うことができた。 ○ 学校司書や読み聞かせボランティアとの連携により、積極的に幼稚園や保育園、各小・中学校での読書の時間（読書タイム）、読み聞かせ、家読（うちどく）活動に取り組むことができ、読書 活動の定着に寄与することができた。	

「図書館利用登録状況等」

- ・令和7年度入館者：87,881人（1日平均 305.1人）
- ・総登録者数：17,847人
- ・町内登録者数：12,641人、町内登録率：34.5%（R8.3月末時点）
- ・令和7年度個人貸出人数及び貸出点数：43,708人 170,730点
- ・電子書籍点数：7,778点
- ・電子書籍貸出点数：11,792点

(3)青少年の健全な育成

- 宇美町青少年育成町民会議や宇美町青年団、宇美町ジュニアリーダーズクラブなど、関係機関や団体と連携し、青少年の健全育成に向けた体験活動やレクリエーション活動を継続的に支援することができた。特に、宇美町ジュニアリーダーズクラブの部員による自治会こども会等での出張レクリエーションでは、こども同士が教え学びあう交流の場が生み出され、地域での青少年健全育成に取り組むことができた。
 - ・令和7年度宇美町ジュニアリーダーズクラブ出張レクリエーション数：4回（雨天により1回中止）

【施策2 学習の成果を活かすことができる活動の支援】

(1)地域の人材発掘と学習活動の支援

- 様々な知識やスキルを持つ方や各種講座で学んだ成果を活かしたい方を講師や指導者として登録し、学校や地域、団体へ派遣する仕組みを整え、学びたい人と学びを活かしたい人の学習支援活動を支援することができた。また、そこで学んだことを自ら地域に活かす循環づくりと生涯学習の基盤づくりに取り組むことができた。
 - ・令和7年度学習支援者派遣事業(まなびサポートうみ)登録者数：33人（11団体）
 - ・令和7年度学習支援者派遣事業 受講者（依頼者）数：4,157人（59団体）
 - ・令和7年度宇美町職員出前講座延べ件数：31件

(2)未来の人材育成

- こどもの心の成長に応じて、ブックスタートやおはなし会、家読（うちどく）事業を実施し、本に親しみ、自ら読書をする習慣をつける読書環境づくりを継続的に行った。また、町内の全保育園（所）・幼稚園を対象に、申し込みによる『絵本セット貸出』サービスを継続実施したことで貸出先が拡大し、多くの本をこどもへ届けることができた。さらに、幼稚園・保育園の図書館利用、小学校の図書館見学、中学校の職場体験の受け入れ等、連携してこどもの読書活動を推進した。
- 小・中学生を対象に読書リーダー及び読書サポーター養成講座を実施し、こどもの読書活動を推進する人材の育成に取り組むことができた。

[令和7年度実績]

- ・絵本配付：233冊／受診者233人（配付率100%）
- ・幼稚園・保育園の図書館利用数：4園
- ・小学校の図書館見学数：5校
- ・中学校の職場体験数：3校
- ・登録団体数：122団体
- ・用団体数：延べ530団体
- ・貸出資料数：7,389冊

・読書リーダー認定者：15人、読書サポーター認定者：8人

【施策3 学びの場の環境整備】

(1)社会教育施設的环境・設備の整備

- 地域づくりなどの活動拠点となる中央公民館をはじめとする社会教育施設の機能維持を行うため、長寿命化に向けた計画的な改修工事の着手に努めた。また、持続可能な公共施設サービスを提供していくための使用料や減免制度の見直しを行うため、公共施設使用料検討委員会の会議開催を実施した。

・令和7年度調査検討施設数：1施設（中央公民館大ホール舞台照明設備LED化工事）

(2)図書館の環境整備

- 利用者への情報提供や調査研究活動などの支援のため、レファレンスサービス（利用者への問い合わせに応じ、図書の紹介や検索をするサービス）の充実と、調べ物のヒントとなるパスファインダー（情報検索の手引き）の整備など利用環境の向上に努めた。また、読書活動のさらなる普及・啓発と図書館利用の活性化を図るため、図書館読書まつりの実施や、正月には本の福袋など、読書への興味関心を図った。さらにエントランスホールを活用した多様な分野の企画展を実施することで相乗効果を生み、図書館来館のきっかけづくりとなる取組を年間を通じて実施した。

・レファレンスサービス受付件数：3,077件

・企画展の件数：10件（内図書館企画展4件）

(3)青少年健全育成の環境づくり

- 青少年の体験活動の充実を図るため、地域の異なる世代や年齢の人がみんなで「こどもの育ち」を応援し、こどもも大人も一緒になって「学び」を楽しむ機会の場となる『体験交流イベント』を実施することができた。
- 青少年の自然体験やものづくりの場として、昭和の森一本松公園において、うみつくる研究所と「つくりばつくるば（宇美町共働事業提案制度採択決定事業）」を実施し、普段体験することの少ない焚き火体験や木工教室など体験活動を行うことができた。

・体験交流イベント参加者数：1,210人

・「つくりばつくるば」（青少年の野外体験活動）来場者数：約500人

課題

【多様な学びのニーズに応じた学習機会の充実】

- 多様な学習ニーズの把握に努め、学習支援体制の見直しや拡充を図っていく必要がある。
- 図書館サービスの提供と読書活動の定着を図るためにも、ニーズにあった図書資料と電子書籍の確保が必須であり、また、それらを活用する機会づくりを構築していく必要がある。
- 青少年の健全育成のため地域で活躍できるこどもの環境づくりとサポートする親世代の家庭教育の充実を図る必要がある。

【学習の成果を活かすことができる活動の支援】

- 地域に眠っている人材発掘と学びを活かすことができる場の提供を構築していく必要がある。
- 将来の宇美町の担い手となるこどもの育成をはじめ、町の課題解決や伝統文化継承、グローバル社会に対応できる人材など様々な分野で活躍できる未来の人材を育成する必要がある。

【学びの場の環境整備】

- 社会教育施設の充実した環境整備を図るため、計画的な改修と持続可能な支援体制を整備していく必要がある。

【今後の取組の方向性】

【多様な学びのニーズに応じた学習機会の充実】

- 学習プログラムについて、教養や趣味など自己スキルの分野と学んだことを活かせる人材育成の分野に分け、学びが循環できる仕組みづくりを構築していく。
- 充実した学習機会を支援できるよう、広報誌、ホームページ、公式 SNS 等、各種媒体を活用して引き続き広報活動を推進する。また、学びに関する情報を集約するとともに分かりやすい内容の発信に努め、学習情報等の環境整備に努める。
- 図書館資料の整備について、町民の学習ニーズに即応した図書資料や電子書籍の新陳代謝を図るとともに、暮らしに密着した地域資料の整備、充実に努める。
- 読書活動の推進について、こどもの心の成長に応じて『ブックスタート』『おはなし会』『うちどく（家読）』の事業を引き続き実施する。また、電子書籍の利用促進を図り、本と出会う機会づくりや本に親しみ自ら読書をする習慣をつけるための事業を進めていく。
- 宇美町ジュニアリーダズクラブの認知度や活躍の場を増やし、部員増加と将来入部へとつながるよう支援体制を強化していく。

【学習の成果を活かすことができる活動の支援】

- 学習の成果を活かすことができる場の提供と機会、人材の登録整備など人材の活動の支援を行っていく。
- 未来の人材を育成するため、国際感覚を養うグローバルな人材の育成を行っていく。

【学びの場の環境整備】

- 宇美町使用料検討委員会において、使用料や減免制度の内容を協議し運用していく。

重点施策

2 運動・スポーツ、芸術・文化で輝く、生涯にわたり元気な人づくり

主要施策

施策4 運動・スポーツ活動の推進

施策5 芸術・文化活動の推進

施策の取組状況

【施策4 運動・スポーツ活動の推進】

(1) 運動・スポーツ活動の普及・啓発

- 町民の誰もが運動・スポーツを楽しめるよう、各種スポーツの紹介など情報提供に努めた。また、町内のスポーツ関係団体等と連携し、誰もがスポーツを楽しむことができるニュースポーツの体験会や指導などを行い、こどもから高齢者まで幅広い世代へのスポーツに親しむ機会を提供することができた。

・宇美町スポーツフェスタ（宇美町共働事業提案制度採択決定事業）の参加者：461人

(2) 運動・スポーツ活動の環境づくり

- ニーズにあった運動資機材の充実や社会体育施設の適切な管理を行い、安全かつ安心し

て利用できるよう環境整備に取り組んだ。

- 関係団体の協力により、スポーツ指導者への指導者研修を実施するなど、スポーツ活動における適切な安全管理と人材育成に取り組むことができた。
- 東京 2025 デフリンピックを通して、障がいのある人もない人もスポーツに親しむ場の機会や環境づくりを行うことができた。

- ・社会体育施設改修の実施状況：武道館外壁・屋根及び内部等改修工事

総合スポーツ公園夜間照明設備 LED 化改修工事

- ・指導者安全管理研修状況（スタートコーチ資格）受講者数：16 人

- ・デフリンピック応援活動数：4 活動（キャラバン隊巡回・ロータリークラブ応援会・町壮行会・パブリックビューイング応援会）

- ・デフリンピック応援幕作成：町内小中学校 8 校

(3)運動・スポーツ活動による地域活性化

- 様々な人と人との交流による地域の活性化を進めるため、誰もが気軽に参加しやすい軽スポーツ大会の実施など、時代のニーズにあったスポーツイベントの開催を行った。
- 関係団体と連携協力し、町民スポーツ大会（ソフトバレーボール・ふうせんバレー）の実施や糟屋郡民スポーツ大会への支援などスポーツ交流の機会に取り組むことができた。
- 6月に福岡J・アンクラスと連携協定を結び、地域イベントなどの交流の場に選手が携わることで、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった様々な関わり方をもち、地域との交流と地域活性化につなげることができた。

- ・町民軽スポーツ大会の参加者：116 人

- ・福岡J・アンクラス選手による地域での活躍の場：放生会のスタッフ（商工会）

スポーツフェスタのスタッフ

蹴-1 グランプリ運営（町委託事業）

歌うま選手権出場（文化協会）

選手の雇用（地元企業）

- ・松元卓巳選手の応援懸垂幕作成：本庁舎掲示

- ・パブリックビューイングの実施：1 回（約 100 名）

- ・デフリンピック報告会参加者数：150 名

- ・全国大会への出場選手への支援数：10 名

【施策 5 芸術・文化活動の推進】

(1)芸術・文化活動の普及・啓発

- 地域における様々な芸術・文化活動を支援するため、関係機関等と連携し発表の場でもある「町民文化のつどい」の継続的な実施に努めることができた。また、芸術文化の普及啓発のため、町の広報誌やホームページ、SNS 等を活用し、芸術・文化団体(町文化協会等)の広報活動を支援し広く町民に周知することができた。
- 町文化協会主催の「新春歌うま選手権（宇美町共働事業提案制度採択決定事業）」が昨年に引き続き開催され、小学生から高齢者まで幅広い世代の交流とこれまで町の芸術文化事業に馴染みのなかった層の参加者を獲得することができ、新しい風の芸術文化に触れる機会が提供できた。

- ・文化協会主催「町民文化のつどい」出展者数：594 名（200 点）

- ・文化協会主催「新春歌うま選手権」出場者数（予選含）：69 名、来場者数：約 200 名

(2)芸術・文化活動の環境づくり

- 町の歴史に触れ深く学ぶことで、町への誇りや愛着を育むことを目的に、町（文化財担当課）では宇美町歴史サポーター養成講座を開催し、芸術文化の人材育成に取り組むことができた。

・令和7年度宇美町歴史サポーター養成講座受講者数：46名

課題

【運動・スポーツ活動の推進】

- 町民の誰もがそれぞれの年齢や体力等に応じて、運動・スポーツを気軽にプレーしたり情報を収集できるよう環境の整備を行っているが、スポーツフェスタや町民軽スポーツ大会などへの参加者数は昨年度と比べて増加しているものの人口割合から見ると依然として参加率が低い状況にあるため、さらなる参加促進の取組みが必要である。
- モルックやボッチャなどニュースポーツの普及に向け宇美町スポーツ推進委員の協力のもと各自治会や団体への普及活動を行っているが、認知度が十分とは言えず、自主的な活動や大会開催につながっていないことから、継続的な普及・定着に向けた取組が必要である。
- 障がい者スポーツ大会への参加者が少なく、参加したいがチームやペアが組めない状況もあることから、参加機会の確保や支援体制の充実が必要である。
- 社会体育施設の老朽化により、バリアフリー化やトイレ改修など未施工の施設が残っているため、障がい者を含むすべての利用者に配慮した計画的な施設改修を行う必要がある。
- スポーツ活動による地域の活性化を目的に、自治会対抗や校区対抗の大会、自由参加型の町民スポーツ大会を実施していますが、地域によっては競技内容や対抗形式により、参加者の確保が難しい状況となっている。また、町民意識調査では、競技性の高いスポーツよりも、レクリエーションや軽スポーツへの参加意欲が高い一方で、軽スポーツ大会の参加者数は自治会対抗大会を下回り、実参加者の伸び悩みも見られる。このことから、町民のニーズを踏まえた大会の在り方や、新たな競技の導入など、内容の見直しを行い、スポーツを通じた地域交流の促進を図る必要がある。
- 全国大会や上位大会へ出場するスポーツ選手の数が増加傾向であり良い結果をあげているが、町で支援できる大会等が限られているため、十分な支援が行き届いていない。現状にあった支援体制と支援制度の充実・見直しを行う必要である。

【芸術・文化活動の推進】

- 町民の芸術文化に触れる機会として町内では唯一「町民文化のつどい」を宇美町文化協会と連携して実施しているが、出展数の減少と出演者の固定化により来場者の偏りがみられる。今後も継続した取組みとして実施するためにも、新規出展者の確保と新しい取組みを取り入れる必要がある。
- 歴史サポーター養成講座の受講生を活かすための場の機会を増やす必要がある。

今後の取組の方向性

【運動・スポーツ活動の推進】

- 認知度が上がりつつある「スポーツフェスタ」を町の一大スポーツイベントとして位置づけ、運動・スポーツと健康、福祉を取り入れた拡充型フェスタとなるよう関係団体と協議連携しながら来場者増をめざす。

- 宇美町スポーツ推進委員の確保と知識の習得重ね、役割の強化と主体的な事業の実施をめざす。(モルックやボッチャなどのニュースポーツ大会実施と推進)
- 障がい者スポーツの関心を高める活動を積極的に行い、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった関わりを継続的に周知発信することで、チャレンジしたいという選手の支援と獲得、さらには障がい者スポーツ大会への参加を促す。
- 社会体育施設の長寿命化に向けた計画的な改修工事を実施していく。また、施設の複合化や集約化などにも視野に入れ、持続可能な公共施設サービスの維持に努める。
- 全国大会や上位大会へ出場するスポーツ選手の支援を行うため、現行の制度等を見直し選手の負担軽減に努める。

【芸術・文化活動の推進】

- 芸術文化的な趣味や教養を学んでいる生徒や団体の成果を活かす場として「町民文化のつどい」を連携させ、宇美町文化協会への加入促進と出展者の増加につながる取組みを行う。
- 歴史サポーター養成講座の受講生を活かすため人材バンク制度を構築し、小中学校の歴史講座や観光ボランティアとして人材を派遣する。

重点施策	3 町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別をしない人づくり
主要施策	
施策 6 人権教育・啓発活動の推進	
施策の取組状況	
【施策 6 人権教育・啓発活動の推進】	
(1)人権教育・啓発の環境づくり	
○ 令和7年3月に改定した「宇美町人権教育・啓発基本指針（改定版）」を基に、宇美町人権教育推進協議会が中心となって人権施策を推進し、今まで以上に人権教育・啓発に取り組んでいる。また、協議会では会議や研修会を重ね、委員の人権教育に対する意識啓発と知識向上も併せて取り組むことができた。	
(2)人権教育・啓発の機会の充実	
○ 「宇美町人権教育・啓発基本指針（改定版）」の改定を基に、全町職員を対象とした人権研修会を実施。(講師：宇美町教育長 折居邦成氏)	
○ 宇美町では、7月の『同和問題啓発強調月間』、『社会を明るくする運動強調月間』、『青少年の非行・被害防止全国強調月間』の3つの強調月間を『宇美町人権課題啓発強調月間』として定めており、『人権週間』である12月と合わせて人権に関する教育及び啓発を行うため街頭啓発や講演会等を実施した。	
○ 令和7年度は、数ある人権課題の中から『外国人の人権課題』を重点取組課題として各事業に取り組んだ。	
○ 『宇美町人権課題啓発強調月間』における取組	
①宇美町人権課題啓発講演会	
講 師：アン・クレシーニ氏、 演 題：『アンちゃんを考える、多様性社会』	
参加者：296名	
②街頭啓発	
啓発チラシ入りの啓発物品を宇美駅周辺で配布した。	

○ 『人権週間』における取組

①人権啓発座談会

『外国人の人権』というテーマで、福岡教育事務所人権・同和教育室指導主事をファシリテーターとして、町立中学校の生徒会役員 10 名と人権擁護委員 5 名、福岡法務局職員 4 名による座談会を実施した。

②街頭啓発

座談会に参加した中学生に、啓発チラシ入りの啓発物品を配付し、各中学校での啓発活動に活用した。

○ 町内小学校での『人権の花運動』の開催

小学 3 年生を対象に、やさしい思いやりの心を体得させ、人権思想を育むことを目的に、「人権の花」である、ひまわりの栽培及び人権擁護委員による人権教室を実施した。また、活動報告パネルを人権週間に合わせて（12 月）、町立図書館ロビーに掲示した。

（令和 7 年度実施校：宇美東小学校、桜原小学校）

課題

【人権教育・啓発活動の推進】

- 差別・偏見は様々な形で残存しており、また、多様化・複雑化している様々な人権課題の解決に向けて、人権政策を進める必要がある。引き続き、宇美町人権教育推進協議会をはじめ関係機関・団体と連携して人権教育の推進および啓発活動ができるように努める必要がある。
- 人権教育推進協議会委員の人権教育に対する意識啓発と知識向上を図るため、会議や各講演会・研修への積極的な参加を促し、各団体において人権学習ができる環境にしたりするために情報発信をしていく必要がある。

今後の取組の方向性

【人権教育・啓発活動の推進】

- 令和 7 年 3 月に改定した『宇美町人権教育・啓発基本指針（改定版）』に基づいて、人権課題解決に向けて取り組む。また、人権教育推進協議会については、継続して委員の人権意識向上へつながる情報及び場の提供を図る。

○成果指標に対する評価

1 生涯にわたり学び、活躍できる人づくり

中央公民館講座終了後のアンケートによると、講座内容について『理解できた』方が72.9%、『まあまあ理解できた』方が20.7%という結果になり、93.6%の受講者は概ね講座内容を理解できたと判断できる。

「学習支援者派遣事業」については、学習支援者新規登録者数は増加したものの、目標とする派遣件数には届かなかったが、受講者数でいくと4,157人となり多くの方々に派遣することができた。

電子図書館では、地域に出向き電子書籍の普及に努め、より多くの方々に電子書籍に触れていただき電子ならではの利便性と読書の楽しさを伝えることができた。

読書ボランティアの人材活用では、読書ボランティア団体連絡会議を通してブックスタートでの読み聞かせや読書まつりでのおはなし会等を開催した。

令和7年度のこどもの読書活動については、小学生読書リーダー・中学生読書サポーター養成講座を実施し、公共図書館と学校が連携した取組・啓発等を行った結果、リーダー・サポーターの積極的な活動により学校における読書活動の充実につながった。

今年度は、文部科学省の補助を受け、「図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業」に取り組み、図書館利用の促進及び読書をはじめの機会の創出につながった。

より多くの方に学習機会や体験の場を提供できるよう取り組んだ宇美町共働事業提案制度採択決定事業として、うみつくる研究所と連携した「つくりばつくるば in 宇美町一本松公園」では、青少年の野外体験活動を実施することができた。

2 運動・スポーツ、芸術・文化で輝く、生涯わたり元気な人づくり

宇美町スポーツ関係団体が連携した「第4回宇美町スポーツフェスタ」や宇美町スポーツ協会主催の「町民軽スポーツ大会」、宇美町共働事業提案制度採択決定事業を活用したスポーツ大会やカラオケ大会など、スポーツ・文化の両面から町民が気軽に参加できる多くのイベントを関係団体と連携して開催することができた。

また、女子サッカーチームと協定を結び、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった様々な関わり方をもち、地域の活性化につなげることができた。

さらに、宇美町出身で東京2025デフリンピックに出場した松元卓巳選手の活躍を通して、ともに応援する町民が集いスポーツを楽しむ時間と空間が生み出され、共生社会実現への意識の醸成に寄与することができた。

令和7年度も継続した「宇美町町民文化のつどい」が実施でき多くの出展者や出演者が活躍できる場の提供ができた。また、宇美町共働事業提案制度採択決定事業『新春 宇美町歌うま選手権』が開催され、昨年以上に芸術文化事業が活発に行われた。

3 町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別をしない人づくり

令和7年3月に改定した『宇美町人権教育・啓発基本指針（改定版）』を基に、全職員を対象とした人権研修会を開催することができた。

また、町民一人一人が人権の大切さを再認識する機会として『宇美町人権課題啓発講演会』を継続して実施した。講演会後のアンケートによると、講演内容を「十分理解できた」が73%、「ある程度理解できた」が17%となり、参加者の90%が講演内容を理解したと判断ができ、目標値を大幅に上回った。

今後も、改定した『宇美町人権教育・啓発基本指針』に基づいて、人権教育推進協議会や人権擁護委員と連携し充実した啓発活動を行う。

○社会教育施策に関する指標評価

1 生涯にわたり学び、活躍できる人づくり

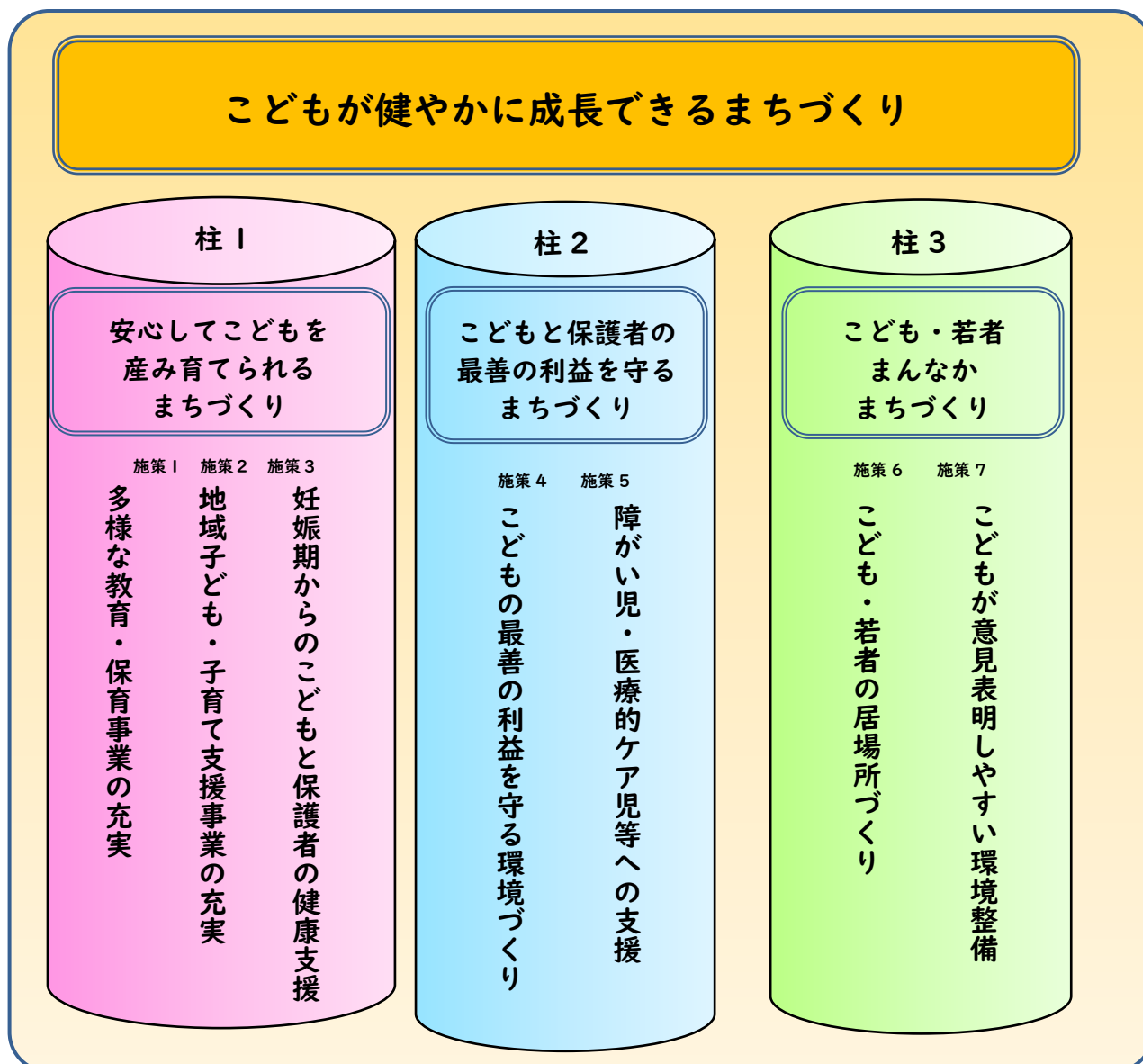
指 標	指標の概要	目標値（令和7年度）	成果（令和7年度末）
取組指標	中央公民館講座の実施	実施	実施
成果指標	中央公民館講座において、受講者アンケートで「理解できた」と回答した割合	80%以上	93.6%
成果指標	学習支援者派遣要請件数	80件以上	59件
成果指標	電子書籍の年間貸出件数	前年度より増加	(令和6年度) 10,280件 (令和7年度) 11,792件

2 運動・スポーツ、芸術・文化で輝く、生涯にわたり元気な人づくり

指 標	指標の概要	目標値（令和7年度）	成果（令和7年度末）
成果指標	スポーツ振興事業の参加者数	前年度より増加	(令和6年度) 576名 (令和7年度) 406名
取組指標	芸術文化関連イベントの実施・支援	実施	実施
成果指標	町民文化のつどい等の芸術文化事業への参加者数	前年度より増加	(令和6年度) 4,858名 (令和7年度) 3,674名

3 町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別をしない人づくり

指 標	指標の概要	目標値（令和7年度）	成果（令和7年度末）
取組指標	宇美町人権課題啓発講演会の実施	実施	実施
成果指標	宇美町人権課題啓発講演会において、受講者へのアンケートで「理解できた」と回答した割合	80%以上	90.0%



重点施策	1 安心してこどもを産み育てられるまちづくり
主要施策	<p>施策 1 多様な教育・保育事業の充実</p> <p>施策 2 地域子ども・子育て支援事業の充実</p> <p>施策 3 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援</p>
施策の取組状況	<p>【施策 1 多様な教育・保育事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育・保育の質の向上では、保育所保育指針等に基づき、保育の質の向上に取り組んだ。また、ホームページ等を活用し、園での活動、情報を発信した。 ○ 各園において、可能な限り中途入園児の受け入れを行った。 ○ 病児保育事業においては、志免町、須恵町の3町で共同実施し、保護者の子育てと仕事の両立を支援することができた。 <p>【おかべ小児科クリニック 4月～7月 水戸病院 12月～3月】</p> <p>延べ開所日数：125日、利用者延べ人数：112人（宇美町 23人、志免町 50人、須恵町</p>

39人)

【施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実】

- 未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場と、子育ての情報交換の場を提供することができた。また、子育て中の保護者同士が気軽におしゃべりができる『ほっとルーム』や助産師などによる子育て相談を実施し、保護者の不安軽減を図ることができた。「子育て支援センター ゆうゆう」では、毎月1回、土日開館を行うとともに、中学校での子育てサロンに加え、原田小学校、井野小学校においても実施し、児童生徒との交流を図った。
- ファミリー・サポート・センター事業では、専任アドバイザーが常駐し、会員登録に必要な講習会の開催や会員間の橋渡しを行い、利用の促進を行った。また、緊急に支援が必要な方に対して仮会員証を発行し、すぐに利用ができるように運用した。
- 令和7年度より子育て短期支援事業を開始した。保護者の疾病や育児疲れ、出産や仕事などでこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において一定期間、こどもを保護するこどもショートステイや保護者がこどもと一緒に宿泊しながら相談・支援を受けることができる親子ショートステイを整備した。

【こどもショートステイ・こども3人 親子ショートステイ・利用無】

【施策3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援】

- 乳幼児健診では、各健診を通して、乳幼児の疾病等の予防や早期発見とともに、基本的な生活習慣づくりのための保健指導を行った。また、受診や早期療育等が必要な乳幼児については、関係機関へつながるよう、必要に応じて支援を行った。
- 2か月児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）では、予防接種が始まる生後2か月以前に乳児訪問をした。長期里帰りの場合は、里帰り先の市町村に訪問を依頼した。感染症等で訪問を希望されない場合は、来所対応で状況の把握と育児支援を行った。生後4か月までに全件、育児支援を行った。
- 妊娠届出があった全ての妊婦に対し、おなかの中の赤ちゃんの育ちを支えるために必要な保健指導を行った。母子健康手帳交付時の面談や妊婦健康診査の結果により、妊娠中期での支援が必要と判断した場合は、電話・訪問支援や医療機関との連携を行った。また、出産・子育て応援給付金の伴奏型支援として、妊娠7か月の妊婦に実施したアンケートを基に、妊娠8か月頃、面談や電話支援を行った。子育て応援アプリ登録により、妊娠週数に合わせたプッシュ通知を行った。
- 乳幼児健診を生後3か月児から始め、保健指導及び管理栄養士による栄養相談の機会に切れ目を作らないよう対応した。また、新生児聴覚検査の機会の確保、普及を図った。
- 妊産婦・子育て応援事業（うみまーる）は、安全な出産と安心して育児に取り組める環境を整えることを目的に、妊娠中及び出産後に支援を必要とする妊産婦に対し、タクシーやヘルパーの利用料や産後ケア利用料、新生児聴覚検査や産婦健康診査の必要なサービスの利用に係る費用の一部助成を行った。
- 将来の生活習慣病予防を目的に、うみっ子健診を小学5年生と中学2年生を対象に実施した。夏休み期間中に親子で保健指導を受けることができるよう、6月から町内医療機関で個別に健康診査を行った。

課題

- 待機児童を出さないよう町全体の保育士の確保、多様なニーズに合わせた保育サービス

が提供できるよう検討し利用者の声を保育に反映するよう努める。

- 妊娠期から子育て期まで生活習慣病予防に重点を置いた保健指導に力を入れ、母親の安全な出産及び低出生体重児の出生を予防する必要がある。
- 胎児期から乳幼児期まで生活習慣病発症予防のための保健指導に力を入れ、こどもが健やかに成長発達するための支援が必要である。
- 訪問を通じて保護者の育児不安や育児負担の軽減を図れるように支援していく必要がある。
- 母親がこどもの成長発達を正しく理解し子育てができるよう、あらゆる機会を利用して学習を支援する必要がある。
- 妊娠期の安全な出産及び出産後の安心な子育ての一助となるよう、情報発信、妊産婦応援事業の電子化、託児などの予約機能等を備えた子育て応援アプリ（うみにょん）の機能を強化していく必要がある。

今後の取組の方向性

多様な教育・保育事業の充実

- 保育所保育指針等に基づき、自己評価や計画的な研修等の参加により、幼児教育・保育の質の向上に努める。

地域子ども・子育て支援事業の充実

- 子育て支援センターでは、平日利用できない親子に対して月1回行った土日開館の利用者が平日の利用者よりも多く、引き続き、土日開館の運用を行う。
- ファミリー・サポート・センターの会員数、活動数の増加に向け活動内容の周知、広報等を行うとともに、事業の活性化及び利用促進を図るため、「おねがい会員」の随時登録を実施し、支援が必要な時に利用しやすい体制を整える。

妊娠期からのこどもと保護者の健康支援

- 訪問を通じて保護者の育児不安や育児負担の軽減を図れるように支援し、乳児の健やかな成長と、母親の身体についても考える機会になるよう継続的に実施する。
- 妊娠期から子育て期を通じて実施する各健診において、健診結果等を活用した親子の生活習慣病予防に重点を置いた保健指導を実施する。
- 情報発信、妊産婦応援事業の電子化、託児などの予約機能等を備えた子育て応援アプリ（うみにょん）の相談機能、アンケート機能を強化する。
- 将来の生活習慣病の発症予防のため、こどもが自分の身体を知り、食を正しく選択できるよう、うみっ子健診の結果について、保護者のみならずこどもに対する個別保健指導を実施する。さらに、うみっ子健診連絡会において、こどもの生活習慣病予防について医師等の助言や学校等の意見をもとに改善に向けた取組を実施する。

重点施策

2 こどもと保護者の最善の利益を守るまちづくり

主要施策

施策4 こどもの最善の利益を守る環境づくり

施策5 障がい児・医療的ケア児等への支援

施策の取組状況

【施策4 こどもの最善の利益を守る環境づくり】

- 母子手帳発行時や乳幼児健診、こども家庭センターへの相談等を通じて支援が必要な妊

産婦や子ども、子育てに悩む保護者に対し継続的な支援を行った。対応にあたっては統括支援員を中心に、母子保健担当と児童福祉担当が情報共有を図りながら連携し、複雑な課題を抱えるケースについては、合同ケース会議を開催し、多角的な視点から解決に向けた支援を実施した。

- 養育支援訪問員（訪問員として講習を修了された方）が、母子保健事業の乳児家庭全戸訪問に同行し、家庭に寄り添い必要な支援につなげていく取組を行った。また、育児の知識・技術をもった保育士が、虐待リスクの高い家庭への介入を行い、虐待の早期発見、未然防止を図った。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

訪問件数 298 件、面談・電話件数 17 件、乳幼児健診時支援回数 23 回

- 児童虐待に対しては要保護児童対策地域協議会を設置しており、関係機関との連携を強化し、迅速で適切な問題の解決を図った。

代表者会議を 1 回、実務者会議を 9 回（宇美東中校区 3 回、宇美中校区 3 回、宇美南中校区で 3 回）、ケース会議を 17 回開催した。

- ヤングケアラーの実態把握と啓発のため、小学 5・6 年生と中学生を対象に iPad を使用しアンケート調査を行った。あわせて、こども家庭センターの相談窓口の周知を行い、相談しやすい環境づくりに努めた。実施後はアンケート結果を各小中学校へ速やかに情報共有し、今後の適切な支援や見守りにつなげた。

【施策 5 障がい児・医療的ケア児等への支援】

- こども療育センターすくすくにて、こどもの発達に応じた相談・療育、また巡回相談を実施することができた。

【すくすく利用者延べ人数】

・個別療育：871 人 ・集団療育：560 人

・すくすく巡回園数 10 か所（保育園 8 か所、幼稚園 2 か所）

課題

- こども家庭センター等の相談内容の多重課題化及び深刻化に伴い、一度の相談対応では根本的な解決ができない案件が増加しており、継続的な対応及び関係機関の連携が必要である。
- こども療育センターへの初回相談件数は増加傾向にある一方で、公認心理師等による個別療育を途中でやめてしまう保護者が存在する。その背景として、保護者の就労による時間的制約や、療育の必要性に対する認識不足が挙げられ、継続的な支援につなげることが課題となっている。

今後の取組の方向性

こどもの最善の利益を守る環境づくり

- 多重化・深刻化する相談案件に対し、こども家庭センターと関係機関が連携して継続的な支援を行うため、ケース会議等を積極的に開催し、支援方針の共有や役割分担の明確化を図っていく。

障がい児・医療的ケア児等への支援

- 町内の保育所等や幼稚園と連携を強化し、保護者に対して療育の必要性や重要性を丁寧に伝えていく。あわせて、各園への巡回訪問を実施することで、こどもの発達課題の早期発見に努め、早期の相談や継続的な療育及び就学に向けた教育支援委員会へとつなげてい

く。

- 保育所等における医療的ケア児受入れのためのガイドライン策定に向けた取組を進める。

重点施策	3 こども・若者まんなかまちづくり
主要施策 施策6 こども・若者の居場所づくり 施策7 こどもが意見表明しやすい環境整備	
施策の取組状況 【施策6 こども・若者の居場所づくり】 ○ 令和6年度に開催したこども会議で出た意見をもとに、「宇美町のこどもが笑顔になれる居場所」について、児童生徒からの提案を受け「こどもの居場所」を開設した。 ○ こどもの居場所を広く周知するため、チラシ、ホームページ、広報誌、SNS 等を活用した積極的な情報発信を行い、利用促進につなげた。 【施策7 こどもが意見表明しやすい環境整備】 ○ こどもや若者が自らの意見や気持ちを表明してよいことを理解できるよう、小学5・6年生および中学生を対象に、「こども基本法」や「宇美町子ども・子育て支援条例」等の法律制度や児童の権利に関する動画を作成し、周知・啓発を図った。 ○ こども・若者が安心して意見や気持ちを表明できる環境を整備するため、オンラインアンケートを実施した。	
課題 ○ こどもたちが気軽に集まれるような居場所にするためにも、こどもの意見を反映した居場所づくりの検討が必要である。 ○ 安全安心な事業展開と年代が様々な利用者が心地よく過ごすことができる空間づくりが必要である。 ○ こどもや若者が自らの意見を表明しやすい環境づくりは、一過性ではなく継続して実施していく必要がある。また、表明された意見に対しては、単に聞くだけでなく、町がどのように受け止め、対応したかをこどもたちへ適切にフィードバックする仕組みの構築が課題である。	
今後の取組の方向性 こども・若者の居場所づくり ○ こども会議などで聴取したこどもの意見を反映し、7月から開設した「こどもの居場所」について、継続して実施する。 ○ 高校生世代へのアプローチや開所曜日の検討等を行うとともに、利用者アンケートや保護者アンケートを通じて事業の評価を行う。 こどもが意見表明しやすい環境整備 ○ こどもの権利の周知及びオンライン意見箱については、実施時期や内容の検討を行いながら、引き続き実施する。結果のフィードバックについてはホームページや広報を通じ、丁寧に行う。	

○成果指標に対する評価

〔成果指標〕 こどもが健やかに成長できるまちづくり

1 安心してこどもを産み育てられるまちづくり

子育て支援センターの利用者数、ファミリー・サポート・センターの活動回数等が成果目標を達成することができた。保育事業では、年度当初の待機児童は0となり目標を達成することができた。また、保健事業では、必要な妊婦相談や保健指導を実施することができ、保護者の心身の健康状態、こどもの健やかな成長のための健康支援等を行うことができた。

2 こどもと保護者の最善の利益を守るまちづくり

障がい児保育の充実について、保育士を対象とした研修会の実施、町立こども療育センターの巡回園数が成果目標を達成することができた。

健康診査や訪問等を通じ、虐待の早期発見、未然防止に努めるとともに、関係機関と連携を強化し問題解決に努めるとともに、支援が必要なこどもに対しては、こども療育センターと連携し早期の相談、療養につなげられるよう取組を推進していく。

3 こども・若者まんなかまちづくり

こどもの意見を反映した「こどもの居場所」を開設することができた。公共施設での自主学習スペースの確保や、SNSでの周知に力を入れ、オンライン意見箱ではこども・若者から幅広い意見を聴取することができた。

○子育て支援施策に関する指標評価

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

指 標	指標の概要	目標値(令和7年度)	成果(令和7年度末)
① 待機児童対策及び保育士確保	待機児童の解消	年度当初 待機児童0人	年度当初 待機児童0人
② 子育て支援センター機能の充実	利用者数(講座・サロンを含む)	1か所8,000人	1か所 7,867人
③ ファミリー・サポート・センター事業の推進	講習会実施回数	5回×2期	5回×2期
	会員数	162人	166人
④ 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や相談支援体制強化	妊婦の喫煙率	3.6%	3.3%
⑤ 産前・産後の支援の拡充と体制強化	産後ケアの事業の利用率	17.7%	45.0%
⑥ 乳幼児期における生活習慣の形成・定着	むし歯のない3歳児の割合	90.6%	91.1%

2 こどもと保護者の最善の利益を守るまちづくり

指 標	指標の概要	目標値(令和7年度)	成果(令和7年度)
⑦ 障害児支援体制強化	巡回園数	11か所	10か所

第5 点検・評価に関する有識者からの意見について

露口 健司（愛媛大学大学院 教育学研究科 教育実践高度化専攻 教授）

【学校教育施策について】

令和7年度の学校教育施策においては、宇美町教育委員会が「不登校未然防止」と「確かな学力の育成」を重点施策として位置づけ、両施策に対して戦略的かつ体系的な取組を展開していることが高く評価される。

とりわけ注目すべきは、令和7年4月に開設した「宇美町立学びの多様化学校」の取組である。ほとんど学びにアクセスできていなかった26名の児童生徒を受け入れ、年間を通じて約75%のアクセス率を達成したこと、さらに9年生（中学3年生）全員が進路実現を果たしたことは、特筆に値する成果である。学びへのアクセス困難を抱える子どもたちに対して、直接的かつ個別的な支援を提供するこの取組は、教育機会の保障という観点から、国内においても先進的なモデルとして評価できる。また、WEBQUの結果分析を基盤とした児童生徒支援体制の整備や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職を効果的に組み合わせた支援体制の構築は、科学的根拠に基づいた生徒指導の実践として高く評価できる。SSWによる延べ支援件数381件、対象児童生徒数66人という実績は、チーム学校の理念に基づく組織的対応が着実に機能していることを示している。

「確かな学力の育成」に係る取組においても、学力向上検証改善サイクルの確立、各中学校区を単位とした小中連携授業改善研修会の実施、ICT担当指導監を軸としたICT活用支援など、教育委員会と学校が一体となって取り組む体制が整備されていることは高く評価できる。糟屋地区教育論文研修会や若年教員を対象とした個別スキルアップ研修の実施は、教師の専門的学習共同体の形成を促進するものであり、教員の資質・能力向上に向けた継続的な取組として重要な意義をもつ。特別支援教育支援員25名の配置による個に応じた支援の充実も、インクルーシブ教育の推進という観点から高く評価される。

一方で、課題として指摘したい点もある。全国学力・学習状況調査の結果において、小学校の国語・算数がともに前年度の標準化得点を下回ったこと、また「主体性」に係る数値が低いという問題は、看過できない課題である。「見えやすい学力」の向上に資するPDCAサイクルはある程度整備されているが、「見えにくい学力」である主体性・自己調整学習能力等の育成に向けた授業改善の具体化が急務である。また、生成AIの教育的活用については、担当研修会での取組が始まっているものの、全教職員への普及・浸透にはさらなる組織的な支援体制が求められる。情報活用能力の育成を学校教育の重要な柱として位置づけ、授業改善と教員研修の両面から計画的に推進することを期待したい。

【社会教育施策について】

令和7年度の社会教育施策においては、「学び続ける輝く人づくりをめざす社会教育の推進」という基本方針のもと、多様な施策が有機的に展開されており、その総体的な取組は高く評価できる。

図書館サービスの充実は、本年度の社会教育施策の中でも特に顕著な成果を上げた領域である。年間入館者数87,881人（1日平均305人）、個人貸出点数170,730点という実績は、図書館が町民の学習・文化活動の基盤として確固たる地位を築いていることを示している。とりわけ電子書籍の貸出点数が前年度の10,280点から11,792点へと増加したことは、デジタル社会における読書環境の整備という点で先進的な取組として評価できる。また、地域に出向いた電子書籍の普及活動は、デジタルデバイド解消の観点からも重要な意義をもつ。

人権教育・啓発活動については、令和7年3月に改定した「宇美町人権教育・啓発基本指針」を基盤として、外国人の人権課題を重点テーマに据えた体系的な取組が展開されたこと

は、多文化共生社会の実現という時代的要請に応えるものとして高く評価できる。人権課題啓発講演会における受講者の90%が「理解できた」と回答した結果は、目標値80%を大幅に上回るものであり、啓発内容の質の高さと周知の効果を示している。また、学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」において、受講者数4,157人(59団体)に対して派遣を実施したことは、地域の人的資源を活用した学習支援ネットワークの形成として、社会教育行政の本来的役割の体現として評価できる。

改善を要する点として、スポーツ振興事業の参加者数が前年度の576名から406名へと減少したこと、および「町民文化のつどい」参加者数が前年度の4,858名から3,674名へと大幅に減少していることは、施策の成果指標として深刻に受け止める必要がある。スポーツ参加者の減少については、ニュースポーツの普及不足や自治会対抗型大会の形式変更が一因と分析されているが、潜在的な需要を顕在化させるためのアプローチの再検討が急務である。また、学習支援者派遣要請件数が目標80件に対して59件にとどまった点も、事業の認知度向上と利用促進に向けた広報戦略の見直しが求められる。生涯学習社会の実現に向け、参加者の固定化や減少傾向を打破するための新たなアウトリーチ戦略の構築を期待したい。

【子育て支援施策について】

令和7年度の子育て支援施策は、「こどもが健やかに成長できる子育て支援の推進」という基本方針のもと、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制の整備が着実に進展しており、その総合的な取組は高く評価できる。

最も顕著な成果として、年度当初の待機児童数がゼロを達成したことが挙げられる。保育環境の確保は子育て支援施策の根幹をなすものであり、この目標の達成は、保護者が安心して就労と育児を両立できる環境の整備という観点から高く評価できる。また、産後ケア事業の利用率が目標値17.7%に対して40.3%という実績を達成したことは、産後の母親の心身のケアに対する潜在的なニーズがいかに大きいかを示すものであるとともに、事業の周知・アクセス改善の効果として評価できる。

こども家庭センターの設置による相談体制の充実は、令和5年の改正児童福祉法が求める子育て支援と児童福祉の一体的な支援拠点の整備という観点から、高く評価される先進的な取組である。統括支援員を中心に母子保健担当と児童福祉担当が情報共有を図りながら連携し、複雑な課題を抱えるケースに対して合同ケース会議を開催する体制は、伴走型支援の理念を具現化したものである。また、令和6年度より開始した「うみっ子健診連絡会」を軸とした医師・学校・行政による小児生活習慣病予防の取組や、むし歯のない3歳児の割合が91.1%と目標値90.6%を上回った成果は、予防的アプローチの有効性を示している。さらに、こどもの意見を反映して「こどもの居場所」を開設したことは、「こどもまんなか社会」の実現に向けた子どもの権利保障の観点から先駆的な取組として高く評価できる。

改善を要する点として、こども療育センターへの相談件数が増加傾向にある一方で、公認心理師等による個別療育を途中で中断する保護者が存在するという課題が指摘されている。療育の継続性確保は、障がいのある子どもの発達支援において根幹的な課題であり、保護者の就労による時間的制約への対応や、療育の意義と必要性についての丁寧な理解促進が求められる。また、こどもの意見表明に対する行政側からのフィードバックの仕組みが未整備であることも課題として残る。子どもの権利条約第12条が保障する意見表明権の実質化のためには、単に意見を聴取するにとどまらず、どのように施策に反映されたかを可視化し、子どもたちへ継続的にフィードバックする仕組みの構築が急務である。町全体として「こどもまんなか」の姿勢を子どもたち自身が実感できる行政運営の深化を期待したい。

〈資料1〉 宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、宇美町教育委員会（以下『委員会』という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する『宇美町教育振興基本計画』で定める主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の『宇美町教育振興基本計画』で定める主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会は、施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果を取りまとめた報告書を作成し、宇美町議会へ提出するとともに、報告書を公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成20年度に実施する点検及び評価の対象は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年度に策定する『宇美町教育施策要綱』で定める主要施策とする。

附 則（平成27年3月31日教育委員会告示第1号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、その任期中に限り、第2条の規定による改正後の宇美町人権教育推進協議会設置要綱の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の宇美町人権教育推進協議会設置要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年3月31日教育委員会告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。